

～作付転換営農継続支援事業（生産資材支援）のご案内～

＜生産資材費の支払期限を、令和4年12月31日までに延長しました。＞

県では、新型コロナウイルス感染症の影響により主食用米の需要が減少し、米の価格が下落するなどの農業経営に影響が生じていること、また、主食用米の需要が今後も減少することを見据え、**主食用米から大豆・麦類、園芸作物、飼料作物への作付転換・拡大を図るための生産資材の支援**を行います。

対象となる農業者

1 大豆・麦作付転換事業

- (1) **対象作物の令和4年産の作付面積を令和3年産から10a以上増加**させる者。
- (2) 収入保険等のセーフティネットに加入している又は今後加入する意向を示す者。

2 園芸作物作付転換事業

- (1) **対象品目の令和6年産作付面積を令和3年産から増加**させる者。
- (2) 収入保険等のセーフティネットに加入している又は今後加入する意向を示す者若しくは対象品目について実需者と販売契約を締結する者。

3 飼料作物作付転換事業

- (1) **対象作物の令和4年産の作付面積を令和3年産から10a以上増加**させる者。
- (2) 収入保険等のセーフティネットに加入している又は今後加入する意向を示す者。

※詳細については、裏面をご覧ください。

交付対象経費・交付単価の上限額

○ **令和4年作において**、主食用米から大豆・麦類、園芸作物及び飼料作物への**作付転換の取組に要する生産資材費（種苗費・肥料費・農薬費 [※消費税を除く。]**）。

(注) 「令和3年9月10日から**令和4年12月31日まで**(※)」に支払済みの費用が対象となります。

※支払期限を「令和4年3月31日まで」から「令和4年12月31日まで」に延長しました。

対象作物名	交付単価の上限額 (10a当たり)	作付転換の 拡大下限面積
大豆	6,000円	10a
麦類		
施設野菜	295,000円	—
露地野菜	31,000円	
花き	186,000円	
果樹	88,000円	
WCS用稲（専用品種）	7,000円	10a
飼料用米（専用品種）		
子実用トウモロコシ		
青刈りトウモロコシ		

(注) 生産資材費の実費が、交付単価の上限額を下回るときは、その額が限度額となります。

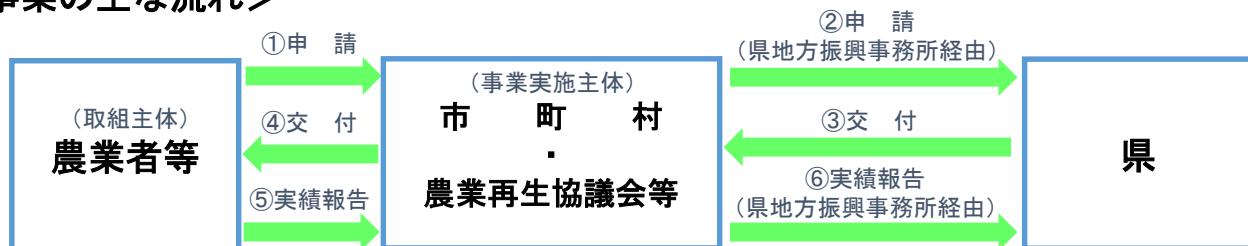
※詳細については、裏面をご覧ください。

補助対象経費・補助率・取組主体の要件（詳細）

事業名	補助対象経費	補助率	取組主体
1 大豆・麦作付転換事業	大豆又は麦類の令和4年産の作付拡大に係る取組の補助に要する経費。ただし、対象作物は大豆又は麦類のいずれか基幹となる作物とし、令和3年産から増加する作付面積分とする。 (取組主体が、令和4年12月31日までに支払を終えたもの(消費税及び地方消費税相当額を除く。)に限る。)	定額 なお、10a当たりの単価の上限額(※)は以下のとおりとする。 1 大豆 6千円 2 麦類 6千円 ※生産資材費の実費が上限額を下回るときは、その額を限度額とする。	次に掲げる全ての要件を満たす農業者、農業法人及び集落営農組織。 1 対象作物の令和4年産の作付面積を令和3年産から10a以上増加させる者。 2 収入保険等のセーフティネットに加入している又は今後加入する意向を示す者。 3 暴力団又は暴力団員等でない者。
2 園芸作物作付転換事業	みやぎ園芸特産振興戦略プラン(令和3年3月策定)に掲げる園芸作物の重点振興品目の令和4年産の作付拡大に係る取組の補助に要する経費。ただし、令和3年産から増加する作付面積分とする。 (取組主体が、令和4年12月31日までに支払を終えたもの(消費税及び地方消費税相当額を除く。)に限る。) 【重点振興品目】 1 県戦略品目 合計18品目 2 地域戦略品目 各圏域で設定された品目全て	定額 なお、10a当たりの単価の上限額(※)は以下のとおりとする。 1 施設野菜 295千円 2 露地野菜 31千円 3 花き 186千円 4 果樹 88千円 ※生産資材費の実費が上限額を下回るときは、その額を限度額とする。	次に掲げる全ての要件を満たす農業者、農業法人及び集落営農組織。 1 対象品目の令和6年産作付面積を令和3年産から増加させる者。 2 収入保険等のセーフティネットに加入している又は今後加入する意向を示す者若しくは対象品目について実需者と販売契約を締結する者。 3 暴力団又は暴力団員等でない者。
3 飼料作物作付転換事業	WCS用稲(専用品種)、飼料用米(専用品種)、子実用トウモロコシ及び青刈りトウモロコシの令和4年産の作付拡大に係る取組の補助に要する経費。ただし、令和3年産から増加する作付面積分とする。 (取組主体が、令和4年12月31日までに支払を終えたもの(消費税及び地方消費税相当額を除く。)に限る。)	定額 なお、10a当たりの単価の上限額(※)は以下のとおりとする。 1 WCS用稲(専用品種) 7千円 2 飼料用米(専用品種) 7千円 3 子実用トウモロコシ 11千円 4 青刈りトウモロコシ 11千円 ※生産資材費の実費が上限額を下回るときは、その額を限度額とする。	次に掲げる全ての要件を満たす農業者、農業法人及び集落営農組織。 1 対象作物の令和4年産の作付面積を令和3年産から10a以上増加させる者。 2 収入保険等のセーフティネットに加入している又は今後加入する意向を示す者。 3 暴力団又は暴力団員等でない者。

※補助金交付要綱の「別表」から抜粋

<事業の主な流れ>



問い合わせ先

大河原地方振興事務所農業振興部	TEL : 0224-53-3289
仙台地方振興事務所農業振興部	TEL : 022-275-9250
北部地方振興事務所農業振興部	TEL : 0229-91-0717
北部地方振興事務所栗原地域事務所農業振興部	TEL : 0228-22-2268
東部地方振興事務所農業振興部	TEL : 0225-95-7809
東部地方振興事務所登米地域事務所農業振興部	TEL : 0220-22-3535
気仙沼地方振興事務所農業振興部	TEL : 0226-24-2534